

## 江戸幕府書札礼におけるいわゆる「下馬札」伝授について

小宮 木代良

### はじめに

近世幕藩政治史分析の深化を目指すにあたり、江戸幕府と諸大名家間の文書のやり取りを、その機能面から明らかにすること、すなわち幕藩間の文書の古文書学的研究は、現段階では緊要の課題となっている。そして、その機能、とりわけ表現的機能の面からの意味付けを明らかにするためには、文書様式等の研究の前提としての幕府書札礼の研究は不可欠であろう。だが、現在、その研究は近世古文書学研究の前提として成り立ちうるほどには進展しておらず、かつ少な過ぎるというのが実態ではなからうか。<sup>(1)</sup>

江戸幕府書札礼の研究としては、一九七〇年代後半から八〇年代初頭にかけての高木昭作氏・藤村潤一郎氏・大野瑞男氏らによる業績がある。<sup>(2)</sup>そこで共通してみられるのは、書札礼の内容自体の分析よりは、むしろ「江戸幕府の公用書札礼」としての「曾我流」を中心とした、その成立及び伝来についての分析である。とりわけ先駆的な位置にある高木氏の研究は、「和簡礼経」の分析を中心としつつ、近世における「曾我流」の書札礼の意義を以下のようにまとめている。「これらの書札礼の内容は、『和簡礼経』と同じく儀式・典礼・放鷹などに伴う文書を主としており、現在われわれが幕政史の史料としている老中奉書や、知行宛行状

以下の幕府が発行する文書の書き方についてはほとんど触れるところがない。したがって、こうした書札礼が日常業務の上で実際上どの程度役だったかは、はなはだ疑問である。してみれば、これは家光の台命によって定められ、伝授されていた点に意味があり、久保氏や蟻川氏のよりに右筆組頭となる家柄を権威づけ、同時に彼ら右筆の執筆する文書の権威あらしめる機能をもった点にその意義があったと推定できるであろう。」すなわち、先行する伝統的世界と江戸幕府の権威を結びつけるパイプとしての役割が「曾我流」の書札礼には期待され、その実用的意義よりも、その伝授自体に最大の存在意義があった、との見方である。また大野氏も、「曾我流」の伝授に関しては、將軍の上意による「二字札」・「前文字」・「旗文字」筆法伝授等の口伝的な要素が存在していたとしている。その後、近世幕府書札礼伝来に関する本格的な研究はなく、これらの見方は、幕府書札礼に対して、「曾我流」を中心とした將軍上意による伝授自体の重視、実用性の軽視というイメージを加えたといえる。

しかし、行論の過程で明らかにするように、曾我尚祐・同古祐らにより成立させられ、寛文期、久保正之・正永父子によって完成させられた「曾我流」の伝来経路は幕府右筆のみではなく複数存在していたし、また、寛文期までに成立した書札礼は、幕藩制的な將軍―大名の政治権力

関係に実用的に応じうるものとなっていた。寛文期のものには、老中奉書及びそれに対応する大名からの請書等が書札礼の対象として組み込まれているのである。<sup>3)</sup>したがって、この書札礼の研究が、成立期の幕府古文書学分析と通じ得る性格のものであることは明らかである。

にもかかわらず、現在、書札礼の研究が進まないのは、書札礼書の研究自体の書誌学的な困難さもあるが、前述のような伝授重視・実用性軽視の「曾我流」書札礼というイメージがかなり強固に存在していることと無関係ではないだろう。大野氏の前述の論稿は、その後の書札礼研究の進展を期待して書かれたものであるが、その意図にもかかわらず、現在に至るまで幕府書札礼の研究が進展していないのは、実用性軽視のイメージが克服されていないことによるのではないだろうか。

本稿では、そうした幕府書札礼の持つ本質、とりわけ成立した近世前期の時点での実用性にもかかわらず、「曾我流」を中心とした右に述べたような伝授中心のイメージが広がった理由を、近世にさかのぼって究明する。とりあえずは、その原因を近世中後期の書札礼の伝授の由緒化の動きのなかでとらえることを試みたい。中でも、従来その筆法が特定の集団と結びついて主張された「二字札」<sup>1)</sup>「下馬札」<sup>2)</sup>書法伝授の問題が、中心的な検討課題となるだろう。

(註)

(1) 豊臣政権における書札礼の研究としては、最近、堀新「豊臣政権と上杉氏―秀吉文書の様式の検討から―」(早稲田大学『文学研究科紀要』別冊十八集、一九九二)、小林清治「秀吉の書札礼」(『東北学院大学論集』歴史学・地理学 第二四号、一九九二)がある。

(2) 高木昭作「書札礼と右筆」(『書の日本史』九、平凡社、一九七六)。藤村潤一郎「翻刻・寛政期森伝右衛門尹祥編『書札礼』(一)―解題編―」(『史料館研究紀要』一四、一九八二)。大野瑞男「近世古文書学の課題」

(『歴史評論』三八九、一九八二)。

(3) 初期の書札礼成立・完成期を担った曾我尚祐・同古祐・久保正之・同正永らの作成した書札礼書として、主に以下のものがあげられる。

① 曾我尚祐の集積し、伝授した資料をもとに古祐がまとめたもの―「和簡礼経」・「書札袖珍宝」―寛永三年。

② 久保正之―「書札法式」―寛永十七年。

③ 久保正永―「当用書札法式」―寛文四年、十冊本。

これらは、当初は曾我尚祐までに集積された室町幕府書札礼に関する知見・書例を中心に編成されたものであり、その限りでは、前代の伝統となぐものとの位置付けは正しい。だが、さらに尚祐が幕府右筆として実務にあたる中で新たに蓄積されたもの(「江戸幕府朱黒印内書留」等)が次第に取り入れられており、寛文期に幕府右筆として領知判物・朱印状の発給等に関わった久保父子は③において、当時の老中奉書・御内書等を多く引用して、幕藩制的な実用的書札礼の確立を行っているといえる。そして、作成事情は不明であるが、「彝用聞書」は、案件ごとに文例を示したもので、こうした書札礼書の集大成と言える。

一 寛政期における蟻川・森両氏の「曾我流」伝授主張と二字札

本章では、まず、「曾我流」伝来の由緒を主張する史料を確認しておく。管見の限りでは、そうした史料は、現存する書札礼の奥付と、自身への曾我流の正統な伝来の主張者が作成した由緒にほぼ限られる。そして前者も、もとをたどれば伝来主張者の手を経て系統の写本である場合がほとんどである。

おもな由緒及び奥付としては、以下のものがあげられる。

a、「書札法式伝来私考」―寛政五年、蟻川親賢考書。<sup>1)</sup>

b、「職員私抄」中「職掌」の部分―寛政八年以降、幕府奥右筆作成。<sup>2)</sup>

c、「書札法式」の中の「將軍書札伝来」―寛政二年、森尹祥著。<sup>3)</sup>

d、「彝用聞書」奥付—寛政三年、森尹祥誌。<sup>(4)</sup>  
e、「右史訓」中の「下馬札之考」の部分—成立は寛政五年から同十年の間、森尹祥著。<sup>(5)</sup>

このうちaは大野氏の論考で根拠とされ、cは藤村氏が引用されている。また、bは『古事類苑』に引用されている。一見して気付くのは、すべて寛政期に集中していることである。また、主張者は、当時幕府表右筆であった蜷川親贊、幕府奥右筆、及び『寛政重修諸家譜』によると寛政元年より御家人への入木道教授を命じられていたという幕府御家人の森尹祥の三者である。以上のことを念頭に置きつつ、諸由緒を比較整理し、その内容を検討していくこととする。

まず、共通する部分を整理する。「□」内は、当該史料(a)・(b)・(c)における表現であることを示す。

①曾我助乗・同尚祐・同古祐らの三代にわたる曾我家代々によって「御当家ノ書札」(a)、「書札の式」(b)、「將軍家書札」(c)が、「室町家」の前例等をもととして確立され、家康・秀忠に仕えた尚祐以後、徳川將軍家に用いられたとする。

②古祐は、家光の命により、門弟で幕府右筆の久保正之(後に正元に改名)に「書札ノ道統」(a)を伝え、その後所謂「曾我流」は、正之の子でやはり幕府右筆となった正永(一名、正信)に伝わった。

③正永は天和二年六月に綱吉の意にかなわず御預けとなり断絶してしまいが、処分の直前に、綱吉の命令により、幕府奥右筆の蜷川親熙に書式が伝授されていた。

④親熙は子で幕府右筆となる親英に伝えるが、親英は宝永五年六月に免職となり、同時に家伝の書籍も収公された。

⑤一方、親英の弟の親和にも親熙から伝授がなされており、それは親英の子で親和の養子となった親雄にも伝えられた。しかし、宝暦五年に親

雄も奥右筆の務を免ぜられ閉門となった。

以上は、由緒によりいくらかの時日や人名等の違いはあるが、『寛政重修諸家譜』も含め、ほぼすべての由緒・奥付が前提としている「曾我流」伝来の流れである。すなわち、少なくとも寛政期にはこうした共通認識ができあがっていたということである。

以降の部分は由緒の伝来主張者によりその内容が異なってくる。ここで、その中でも最も特徴的な主張を行った森尹祥の場合について検討しておく。

寛政期における尹祥の由緒主張については、すでに藤村氏の論考の中でcの史料を引用しての紹介がなされているが、ここでは、未紹介のdの史料も含めて再整理する。尹祥の当初の主張は、cの前半部や「書札法式」・「書札袖珍宝」の奥付に見られるごとく、蜷川親雄からの伝授を明和三年に受けた、とするものだった。すなわち、⑤までの広く認められた蜷川家に伝わる「曾我流」由緒に乗る主張をしていたのである。だが、天明五年六月、親雄の家を継いでいた蜷川親央との間が「絶交」となり、蜷川経由の「曾我流」伝来主張が不可能となった。そこで、曾我古祐の弟助助の系譜につらなる曾我助鑑から実は安永二年に「座右抄」十巻の相伝を通じて門弟関係となっていたということを主張する。しかし、これも寛政二年に助鑑から、曾我家からの伝来のことは幕府への遠慮もあるため公にしないようにとの要請があり、主張の根拠を失ってしまふ。だが、尹祥は、さらにdの伝来を示した奥付において、曾我古祐の門弟足立基治につながる石井純精(三浦明喬家臣)からも別に伝授を受けていたことを主張する。その経路は、足立基治(稲葉正則家臣)↓「寛文十年九月十三日」↓大曾根友重↓「貞享三年八月」↓古郡吉之↓「元禄十二年三月」↓武山政幸(松平資俊家臣)↓「享保二年十月」↓石井純精(元松平資俊家臣、後三浦明喬家臣)↓森尹祥、となっている。

ただし、石井より尹祥への伝授時期は、dの写本により、明和七年七月とするものと宝暦十二年四月とするもののふたつがある。

以上の、二転三転しながらも自己と「曾我流」を結び付けようとする尹祥の試みは、松平定信の後援のもと、武家書札礼の改革を「本来の曾我流」への回帰という文脈で主張する彼自身の立場からすれば無理からぬことであった。だが、見方をかえると、それが可能であったということは、実態として曾我氏につながる書札礼が、前述の①～⑤の流れ以外にも複数の経路で伝来していたということを示している。尹祥は当初は①～⑤の由緒に乗って行こうとしたが、蛭川氏との関係の悪化により、止むをえず①～⑤を正統なものと認めつつも、それ以外に「曾我流」伝授の経路があることを結果として示したのである。むしろそれが自己の正統性主張のための由緒である以上、そこに恣意や捏造が加わってくる可能性は否定できないが、少なくともその根拠にできる流れが相当数存在し、尹祥はその中から都合のよいものだけ拾ったとしても、伝来経路の複数性は否定できないだろう。

そうであればこそ、一方の蛭川氏側では、自家に伝わる由緒が他とは異なり唯一特別のものであることを改めて主張するために、寛政五年のaを作成したといえる。そこには徳川將軍家の「書札所」といった特別の表現が多く見られる。そして、それ以上にaにおいてもっとも特徴的<sup>6</sup>に他の由緒との差別化をはかっているものとして注目すべきは、「二字札」(「下馬札」)の伝授に関する由緒の主張である。

ここでは、④以降の経緯について以下のごとく記している。

文昭院様御代初、書札ノ事、竊ニ御尋ノ旨アリテ言上スルノ時、二字札大事本傳断絶スヘキノ条、門弟ニ非スト云フトモ、上意ヲ蒙ラハ傳授セン事ヲ願フ、仍而御右筆組頭井出源左衛門正雅ニ傳フヘキ旨 仰出サレ、コレヲ傳受ス、有章院様御代正徳四申

年正月源左衛門正雅死去、同年七月彦左衛門親英モ死去、ココニ於テ本家ノ傳ハ断絶セリ、蛭川八右衛門親和(割註―親熙次男)年久ク親熙ニ相隨ヒ書式口訣習字ノ功ヲ積ミ、且兄親英勤仕ノ時嫡男幼稚ノ危ヲ以テ、舊例ニ任セ一子ニ准シテ二字札ノ大事ヲ密傳ス、故ニ井出正雅相傳ノ後モ故障アレハ、親和ニ上意下リテ執筆ヲ勤ム、正雅死去ノ後ハ、親和密傳ノ功ヲヨク顯シテ御用ヒアリ、親和ヨリ養子八右衛門親雄(割註―実親英次男、初数馬ト云フ)コレヲ受傳ヘ、有徳院様・惇徳院様御代奉仕ス、宝暦五亥年親雄退役ノ時、

上意ヲ以テ門弟橋本彦八郎敬周ニ譲ル、敬周ヨリ嫡子喜八郎敬惟(割註―初喜平夫)コレヲ受傳ヘテ、

惇信院様・俊明院様御代勤仕スル處ニ、天明三卯年敬惟御役替ノ時、下馬札ノ法式蛭川善九郎親贊ニ傳フヘキ旨 仰渡サレ、傳來ノ字形巻物等敬惟ヨリコレヲ受取、猶、書法ノ口訣ニ於テハ、先年八右衛門親雄ヨリ一子ニ准シテ密傳ヲ受、当時御用勤仕セリ、(以下略、読点筆者、)

すなわち、書式そのものの伝授よりも「二字札」の伝承に重きを置いていたが、その前提として、「二字札」が「曾我流」伝授の要諦であることこの故事の主張が必要であった。

尚祐以来書札所、天下ニ於テ只一人ツ、上意ヲ以相續傳來ス、是二字札(割註―下馬札ノ事也)大事ヲ相承スルコト、一人ニ限ルノ故ニテヲ以也、夫武家法例之二字札ハ曾我家代々傳來シテ、其故実一子相續シ、ロツカラ傳受シテ巻冊ニ記サス、仍テ家ノ人ノ外コレヲ知コトナシ、室町家専ラ用ヒラル之故、公方家二字札トモ云也、御家ノ二字札、武家法例二字札タルヘキノ旨

權現様御説アリテ、曾我尚祐ニ執筆セシメ玉ヒ、書札所ニ定ラル、

(以下略、読点筆者、)

「二字札」伝授が「書札所」なるものの必要条件であり、それを家康が定めたと主張している。

一方、奥右筆たちの由緒を主張したbにおいても、蛭川親英以降については、ほぼaを踏襲している。

下馬札の式ハ井出源左衛門正雅に傳ふ、親英か弟親和(割註―八右衛門といふ)職承はるにをよひて父兄の後ニ継ぐ、又その事を専らにし、つゝに其子数馬親雄(割註―後ニこれも八右衛門といふ)傳ふ、宝曆五年十一月二十九日、親雄罪を得て職奪はれしに至て、書式文つたはらず、(割註―其家に傳ふる書式、和簡札經―座右抄といふ―といふもの明和七年にめてし局中にとゞめらる、其子細詳ならず、)唯下馬法式のミ仰によて橋本喜八郎敬固(割註―表御右筆組頭なり)に傳へたり、喜八郎死せしに及ひて、其子喜平太敬惟(割註―この局に在し時也、後、喜八郎といふ、)其傳をうけて、父か時の如くこれを承りける、(割註―この時表の組頭赤堀平右衛門ニも傳授すへきより仰下されて二人となれり、)天明三年に喜八郎御留守居番となるに及ひて、我局にてこの事を承はる事ハ絶たり、(以下略、読点傍註筆者、)

また、下馬札伝授の重要性についても以下のごとく示す。

中ニも城門を始めて所々に建る所の榜(割註―下馬札といふ)ともハ、ミなさぎくより由緒ある事にて、其指趣を受すしてハ書する事あたはず、彦左衛門一人此事を承はり、其他惣しての書式とも残らず親熙か家に傳へて、他人は競望する事を得ず、(以下略、読点筆者、)

さらに、「下馬札」は、橋本敬惟・蛭川親賢を通じて宝曆から天明にかけての時期に表右筆組頭へ伝授がなされたことを記している。

このような「下馬札」||「二字札」の伝授について、『寛政重修諸家譜』の該当する者の譜伝で確認すると、曾我・久保両氏のものには全くそれが出てこない。それが出てくるのは、蛭川親熙の譜伝以降のものに限られる。従つて、「下馬札」を「曾我流」と不可分のものとして少なくとも寛政期以降に主張しているのは蛭川氏及び幕府右筆であり、とりわけ蛭川氏は「公方家法式」・「書札所」などの表現で、徳川將軍家の書札札を掌る右筆の徴証として印象づけようとしていることがうかがえる。

これに対し森尹祥も下馬札の伝承を無視できなくなってくる。寛政二年のc・同三年のdにおいては全く下馬札に關説することがなかった。ところが、少なくとも寛政五年以降の成立と思われるeにおいては、自身への曾我流「下馬札」の伝承を以下のように主張しだしている。

尹祥謹云、三浦家之臣石井純精ハ(割註―幼名平三郎、後團右衛門)不学にて有りしかとも偽らざる人物也、かれ曾我流を武山甚五兵衛(割註―松平いよの守家来)に学ひ、下馬札傳受せしハ享保六年五月二日也、蛭川親和乃文字形草法迄偽作せしハ享保元年也、右之偽作早くもるへきやうなく右純精云、某故主の(割註―則松平いよの守、武山と傍輩)供先にて所々の下馬札を見写しにいたし、又氷川・増上寺などのハ久保吉右衛門殿の筆跡すたれのごとくに成たるを、鼻紙ハ矢立の筆を以写し取、先師に見せしに、其執心を感し、然らハ曾我丹波守古祐の傳を傳へんとて、下馬札古図十枚と傳受書の一巻と折紙をつたへけるとて物語りぬ、夫を尹祥につたへたり、是正に明和七年八月八日なり、石井純精ハ享保六年に下馬札傳受せしハ生年廿一歳也、其時ハ松平伊豫守家来なりき、同家士武山甚五兵衛か門弟也、明和九年正月廿三日、七十三歳にて没す、

傳來曾我丹波守古祐・足立弥次兵衛基治(割註―稻葉美濃守正則宿

祿家士）・大曾根左兵衛友之(割註―同家士)・古部与右衛門(割註―同)・武山甚五兵衛正幸(割註―記前)・石井團右衛門純精如此、さて、久保吉右衛門正永の没収せられしハ天和二年也、享保六年迄ハ四十年なれハ純精の見し下馬札ハ吉右衛門筆ニハ有まし、蝮川親熙か井出源左衛門か成へし、元禄宝永の比に書たるにて有へし、純精傳受せし形と夫とハ少もたかハねとも近世の形は甚かハリたり、不審なる事なりと純精平生申き、其上蝮川善九郎所持の彦左衛門親熙被書し内桜田下高札と、純精傳受せし筆勢と聊も不違故に、いよ／＼右衛門親和か偽作の筆法疑なしと思へし、又其後久保吉右衛門正豊(割註―久保吉右衛門正元三男の家)所持せられし下馬札文字形数品写したり、(割註―久保正永没収之時ハ弟金左衛門正貞方へ書物引取たり、正貞跡目幼少ニ而死去、断絶之時正貞弟正通方へ引取たり、)正通ハ吉左衛門正豊曾祖父也、右吉右衛門正豊と近比入魂して、下馬札其外旧記数品写之、可楽の至也、右下馬札の文字形純精傳受と聊もたかふ事なし、仍彼老人忌日懇に可弔事也、跡目ハ断絶したり、(以下略、読点筆者)

すなわち、自己への「下馬札」書法の伝授を蝮川親賢や幕府奥右筆とは全く別の経路から主張している。しかも親賢の由緒の重要な部分である蝮川親和の下馬札伝授を親和自身による偽作と決め付け、曾我古祐よりつながることの確かな下馬札書法は尹祥が所持しているものであるとしている。ただし、この主張で注意すべきなのは、根拠としている石井純精迄の伝来の経路が、以前(寛政三年)「彝用聞書」の伝来過程で示されたものと全く同じだという点である。石井純精なる人物は、前回も「曾我流」と森尹祥をつなぐ救い主として登場させられたが、その時下馬札との関係については何も紹介されなかった。ところが、今回は下馬札の伝授者としてクローズアップされているのである。

以上の疑問点から推測が可能なことは、寛政五年の蝮川親賢による由緒aの登場により、蝮川―森間の由緒争論において、「下馬札」が「曾我流」の重要な要素として強調される事態が生じており、尹祥はそれへの対応にかなりの無理を余儀なくされたのではないかと推測される。

こうした由緒主張がこの時期になされた背景については、推測の域を出ないが、松平定信による書札礼復古の動きの先鋒として森が取り立てられて行く動きの中で、従来の幕府書札礼伝授者としての特権を守ろうとした蝮川氏や幕府右筆らの動きのぶつかりあいの中で生じたということができるのではなからうか。定信の書札礼改革の意図についても詳しくは知り得ないが、「右史訓」の中で森が述べていることから推察すると、当時の旗本と大名陪臣間の区別の問題等、混乱しつつあった武家内部の上下秩序を書札礼によってただそうとする意図があったのかもしれない。

「曾我流」の徴証としての「下馬札」(「二字札」)筆法、という主張がその由緒の中に本格的に取り入れられたのは、寛政期の蝮川・森らのそれぞれの書札礼継受者の正統性主張の試みを契機とする可能性が高い。したがって、大野氏の論考の如く、由緒書aの記載内容をそのまま「曾我流」のものとするのには無理がある。少なくとも、「下馬札」伝授をして、江戸幕政期当初からの「曾我流」の書札礼伝授の必要条件と見なすことは困難であろう。

以上、寛政期に成立した史料を中心として「曾我流」伝来の実態と由緒化の過程を推測した。寛政期の問題は、今後さらに深めていく必要があるが、このような「下馬札」由緒の主張がいつごろからどのようなようにして発生してきたかについて、さらに検討していきたい。

(註)

- (1) 蛭川家文書。本稿では国立史料館蔵の写真版を利用した。
- (2) 国立国会図書館蔵、二〇五―一七五。年次比定は同書他箇所の記事内容による。
- (3) 内閣文庫蔵「曾我流書札法式」(一五三―三九六)中の第三冊。
- (4) 内閣文庫蔵、一五三―二五五。及び同文庫「書法叢集」(一九八―一八二)中、第八冊から十五冊。
- (5) 東京大学総合図書館、G二七―一五〇二等。年次比定は同書他箇所の記事内容による。
- (6) 「右史訓」。
- (7) 橋本敬惟からは赤堀友忠・長野業峯・玉置安直・佐野昌副へ、蛭川親賢からは前田安敬へ、それぞれ下馬札の伝授がなされている。
- (8) 蛭川氏では、同親熙の天和二年に久保正永から「下馬書法の秘事をつたへう」けたとの記載がもつともはやく、以下同親賢・同親和・同親雄の伝中にも記している(第千五百一)。橋本敬周の伝では宝暦五年の蛭川親雄からの伝授と子敬惟への伝授が記されている。また前田安敬の伝では蛭川親賢からの伝授が記されている。
- (9) 「御家人・陪臣等、御旗本をとかく旗本と申事、古今未曾有の無礼也」、「陪臣主人の居所を殿中といひ、主人の用を公用と覚へたるあり」等、あるべきと考える秩序の姿と実態との乖離への批判が多い。

## 二 下馬札について

「將軍家」にかかわる「下馬札」由緒の淵源について、森尹祥は以下のような説を主張している。<sup>(1)</sup>

下馬札書におほひなる心得あり、將軍家下馬札と申も、根本持明院より小笠原大膳大夫長時朝臣へ傳へられたり、曾我家傳受下馬札の中に室町殿脇門之札尅枚残り、是ハ持明院の基信朝臣(割註―基春卿之賢父)の筆跡也、今曾我本傳の筆跡も持明院家より書きあた

えられしに疑なし、其字形を以御入国以来被調候を、神君ハ御覽遊ハして薨御ましたれハ、聊も改むましき事也、曾我流のミけいこして下馬札をつたへし人ハ、神前仏前も曾我傳來に可書也、尹祥ハ城々ハ曾我にて書、神前仏前ハ能書之法に書也、此事意味あり、

すなわち、持明院流より、小笠原長時に伝えられたり、曾我氏に書き与えられたりしたものが、將軍家下馬札の淵源であるとしている。持明院流は、戦国期に世尊寺流を受け継いだ持明院氏が伝えた書流であり、近世を通じ江戸幕末まで、「入木道誓紙」等に見られるごとく広範な門弟を有していた。森尹祥自身、その持明院家の伝授を受けている。小笠原長時が作成したとされる下馬札書法は、その子貞慶と連名で、多くの近世中後期以降に編纂あるいは書写された伝授書の中に見られ、「武家法例之下馬」・「神前下馬」・「大庭下馬」・「佛前下馬」等について、筆法とそれを記す札(将棋の駒形)の寸法、取り付ける棒の長さ等が記されている。ただし、その諸伝書のうちのもつとも早い時期の成立が考えられる「和簡礼経」は、前出高木氏の考証により寛永三年に曾我古祐によつてまとめられたことが明らかにされており、筆者もその構成の大枠はその通りだと思ふが、現存する写本は近世中後期以降の写しのみであり、中には「下馬札」についての記載部分のないものもある。<sup>(4)</sup>

つぎに、宝暦五年刊の新井白蛾著「牛馬問」<sup>(5)</sup>では、「下馬札」について以下のように述べている。

或人の曰、具足櫃に前の字を書くこと、又下馬札の事如何、曰、下馬札とはいふべからず、二字札といふべし、右二品とも、本朝筆道家極秘伝の事なれば、詳なる事を不得、たゞ是守護神なりと心得べし、余不肖なれども、辱くも、持明院中納言基時卿より家伝九箇条の大秘事免許、筆道家菅沼先生統伝を受継、又武家方の伝は、曾我

又左衛門尚祐先生よりの伝来を得て、ことごとく此秘密を聞けり、たとひ其書を見たりとも、十余の口授を聞ずんば、皆徒事のみ、先師高峰華洞先生、近代諸国の二字札を見るに、多く素人の書なりとしたりぬ、

ここでも、曾我流からの伝来と區別して持明院流からの伝来を強調している。

一方、比較的初期のものとして寛文十年の伊勢貞衡の「下馬書様筆道大事」がある。その中で貞衡は、この「下馬書様」の「筆道」は「古昔」より「代々」、「青蓮院門跡」の「御家職」であったが、自分が元和五年に初めて「御相傳」を受けたとしている。これをうけて、伊勢貞丈は宝暦十二年の写本の識語のなかで、「右筆法之事ハ、青蓮院殿之御傳也、札ノ寸法以下筆法之他之事ハ、當家傳來之義也、此方別を知るべし、」としている。注意すべきことは、この筆法は武家の城郭門前の下馬札については言及していないし、また札の形・寸法についてもふれていないことである。この点は、筆法と札の形・寸法についての記述がセツトになっている小笠原氏のものとは違っており、「下馬」筆法と「下馬札」を區別している。

以上の「下馬」・「下馬札」に関する伝授由緒主張には、直接「將軍家下馬札」との關係を意識して主張するもの他に、必ずしもそれには頓着せずに主張するものもある。「下馬」という制度自体は少なくとも律令期より存在するものであるため、寺院の門前を初めとして、敬意を表するために馬から下りる場所を示すための掲示物は当然必要であった。したがって公家等の手により、その字の筆法が伝えられていたであろうことは想像でき、世尊寺、持明院、青蓮院等にはその可能性がある。だが、その起源については不明な点が多く、近世後期の学識者を代表する屋代弘賢や伊勢貞丈も結論を出し得なかつた。本稿で特に問題としてい

るのは武家の「下馬」作法にとって必要な掲示物の書法であるが、それが公家の「下馬」書法を参考にして作られたとしても、その場合に中心的な位置を占める武家城郭門前の下馬札の出現が契機となるであろうことは想像に難くない。後世の作為の混入を否定しきれない由緒主張からはなれて、ものとしての下馬札自体の存在がいつごろから確認できるかを探ってみる必要がある。

推測の範囲では、少なくとも近世的な大規模な城郭の出現とともに、それまでの中世の館的なものとは違って、登城する際に馬を下りる場所が明示される必要が生じたのではないかと思われる。だが、家光政権期以前において、具体的な特定の城郭に下馬札が立てられていたことを示す史料を、管見の範囲では確認していない。

江戸城の場合、法令において確実に下馬札の存在を確認できるのは、明暦三年一月が最初である。

櫻田口御門ニ下馬札立之、因之右御門之内え出仕之面々召連人數被仰出之、

一、御城へ召連候人數之事、  
侍三人、草履取、はさみ箱持、六尺四人、

右人數より多不可召連、もろん於不事欠ハ、此内をも可為減少事、

一、下馬より内ニ屋敷有之面々ハ、少々人多候共、斷次第可通事、  
一、御門御番衆ハ格別事、

この法令は明暦の大火直後に出されたものである。したがってこれが江戸城門前に下馬札が立てられた最初なのか、それとも以前より存在していたが火事で焼失したためにあらためて立てられたものなのかの判断はつきにくい。

江戸城下図等で確認すると、承応二年図になって初めて「大手御下

馬」との書き込みがあり、寛文六年図に、その場所に将棋の駒に棒のついたかたちの下馬札が書き込まれているが、それ以前のものには下馬札の存在を確認することができなかった。

以上の書法伝授及び実態に関する断片的な史料から「下馬札」の始まり及び実態についてひとつの確実な結論を出すことは困難である。今後さらに調査を進めていく必要があるし、広く御教示をたまわりたい。ただ、現段階で示すことの可能な主な仮説としては、次の三つが考えられる。

a、森尹祥の主張通り、持明院流において、室町將軍邸の門前に立てられる下馬札等についての書法が存在し、それが小笠原長時や曾我氏に伝授させられたとする場合。この場合、武家の城郭や屋敷門前の下馬札の成立も、当然かなり早い時期（少なくとも戦国初期以前）であったことになる。

b、持明院流からの伝授という説は彼自身がその書流に属するところの森の附会に過ぎず認められないが、後世の写本ばかりとはいえ他に伝書のある小笠原長時・貞慶の伝授書については認めるとした場合。この場合、武家城郭前下馬札の成立は、a説よりも少し後ろにずれ、天文頃から天正初年までの間に設定することもできる。

c、具体的な武家城郭門前の下馬札実物の存在例を優先して考え、その出現は明暦期ころであったとする場合。この場合、尹祥の主張はもちろん小笠原氏の伝授書とされるものも後世の附会であったということになる。

以上の仮説から考えられる下馬札成立の時期はかなりの幅がある。だが、いずれの場合にしても、「曾我流」の主張するような「家康の命による書法伝授」を無理なく想定することは困難である。c説の場合は当然ありえないが、たとえa説かb説であったとしても、小笠原流の書札

礼書の中に占める下馬札書法についての記述の割合はごくわずかであり、かつ他の諸書法と比べても特別に重視された書き方はされていない。きわめて実用的に取り扱われているだけである。したがって、家康の時期に、下馬札の書法がいかなる理由で「曾我流」の書法伝授の徴表として位置づけられたのか疑問を抱かざるを得ない。また、初期の「曾我流」の書札礼書自体の中でも、下馬札について記されている例はわずかしかなく、それさえも後世つけ加えられた可能性を否定しきれない。<sup>10)</sup>「將軍家下馬札」としての位置付けが要請されたとすれば、その前提として下馬札への何らかのシンボリックな意味付けが必要だったはずである。

少なくとも明暦ころ以降の江戸城門前の下馬場所には下馬札がたち、大名等の登城の際には件の下馬札と対面していたことは確実であるし、また寛文ころまでには江戸図に書き込まれるほどに認識されていたということがいえる。近世の武家にとって、江戸城への登城時に必ず通り、あるいは供待ちとして控えていなくてはならない下馬所付近は極めて印象の強い場所であり、そこにたつ「下馬札」がシンボリックな意味を持つていたであろうことは想像に難くない。したがって、そうした意識が最低限寛文前後ころからは作られる条件ができていたということ、ここでは確認しておきたい。<sup>11)</sup>

(註)

(1) 前掲「右史訓」。

(2) 「諸家家業目録」等参照。

(3) 内閣文庫蔵「書札口傳」(一五三—三八五)、同「書札口傳」(一五三—三九二—二)、広橋家文書「下馬札之事」、前掲「和簡礼経」等。なお、この系統と思われる写本は、水島卜也の名を経由して近世後期まで伝来している例もある(内閣文庫蔵一五三—三九二—二等)。

- (4) 『改定史籍集覽』所収の「和簡禮経」原本は、内閣文庫蔵「和簡禮経」上下二冊本(一五三―四六三)であり、この本の明治期における影写本が東大史料編纂所蔵本であることは高木氏の指摘の通りである。だが、現在確認できている当該書系の他の写本としては、内閣文庫「座右抄」十冊本(一五三―三八二)、同文庫「座右抄」八冊本(一五三―三九七)、同文庫「坐右抄」一冊本(特六二―二三)があるのみである。しかも、その内容にはかなりの出入りがあり、八冊本と一冊本には下馬札の記載はない。

(5) 『日本隨筆大成』第三期。

(6) 東京国立博物館蔵一橋家旧蔵本、二九六九。及び、東京大学総合図書館蔵坂田諸遠旧蔵本、L11―1397。

(7) 伊勢貞丈『貞丈雜記』書札の部(平凡社『東洋文庫』本)。屋代弘賢に  
ついては、大田南畝「二話一言」卷三十九の「畝問池答」中にある。

(8) 『御触書寛保集成』八五五。また、「明暦日録」によると、この時、櫻田口門以外に和田倉口門にも下馬札が立てられている。

(9) 承応二年図は『東京市史稿』皇城篇第一附図、寛文六年図は『日本の古地図』一三三頁(南波松太郎他編、創元社、一九六九)による。

(10) 「書札袖珍宝」の現存写本中には「下馬と書く札を下馬札とハ不申候、二字札と可申也、家伝なれハ不記之、」との下馬札に関する二行ほどの記載を持つものが数点ある。だが、それ以外の第一章註(3)で示した初期「曾我流」書札礼書中では、前述の「和簡礼経」の記載があるだけである。

(11) 逸話として伝わるいわゆる寛文期の幕府大老酒井忠清に関わる「下馬將軍」の話も、下馬札が当時注目されるようになったことを前提とすれば、理解しやすい。

### 三 「二字札」(下馬札)「書法伝授の主張」

「下馬札」書法の由緒を考える場合、前節の検討から、その「下馬札」の始まり自体が不明確であるとすれば、「曾我流」が主張する家康

以来の「下馬札」重視という点も疑わしく思われる。そうであるにもかかわらず、いやほつきりしないからこそ、近世中後期の書札礼家は、自己の由緒と、幕藩制下の武家にとってシンボリックな意味をもつ「下馬札」を結びつけようとしたとはいえないだろうか。本章では寛政期の由緒主張の前提としての「二字札」書法伝授の主張の経緯を確認し、同時にそれに対する「反応」も見えていきい。

#### 1.

前出の蝮川氏や幕府奥右筆等の由緒によると、徳川家宣(文昭院)に願い出て、蝮川親英が右筆組頭の井出正雅に「権現様御詔」以来の「二字札」書法を伝授したのは、家宣の「御代初」とあるから、宝永六年一月の綱吉死去直後のころにあたる。この前年の宝永五年六月、蝮川親英は「つとめに応ぜざるにより」、それまでの表右筆組頭から外され、さらに「仰により」「傳來るところの書法の書籍」を「ことごとく官に」没収されてしまった<sup>1)</sup>。この間の事情についてはさらに知り得る材料が得られないが、少なくとも「曾我流」を伝える蝮川親英に対して、將軍綱吉としては解職・書籍没収にあたるほどの何らかの不満があったものと思われる。これは、同じ綱吉の初政にあたる天和二年六月に、それまで「曾我流」を伝えてきた久保正永が処分された事件と似通ったものを感じる。久保・蝮川の処分に関しては荃田佳寿子氏が、幕府高札制度との関係でその要因を推測しているが、<sup>2)</sup>制度の変化の中で、「曾我流」の持つ意味が変化し、それとともにその主体となってきた久保氏や蝮川氏の幕府機構内での位置付けが崩壊しつつあったという点で、まさに綱吉期は変化の時期であったといえる。

したがって、その綱吉のいなくなったあとで、家宣就職直後になされた「二字札」書法伝授の願い上げは、「曾我流」にしがみつきつつ自己の地位の維持をはかろうとする蝮川氏らの必死の動きを推測させる。し

かし、井出正雅と蛭川正英は正徳四年にあいっいで死亡し、せつかくの「二字札」伝授もたちまち断絶の危機を迎える。ここで救い主として立てられるのが、正英の弟の正和である。由緒では、実は正和は兄正英から前もって「二字札ノ大事」を「密傳」しており、ここで「曾我流」伝授の要諦である「二字札」書法伝授は維持されたとしている。寛政期に書かれた由緒や家譜をもとにしているため、その真偽を吟味すること自体困難であるが、正徳期に正和がそのような主張をしたとすれば、そのこと自体、この時期における「曾我流」伝授集団の必死さを示唆しているといえる。案の定、森尹祥は、このことを蛭川親和による「下馬札」の文字形・草法の偽作（森はこれを享保元年のこととしている）だと決めつけている。森は自己の「下馬札」伝授を正統とする必要上、久保氏や蛭川親熙・井出正雅等の伝授までは認めているが、正和の伝授だけは偽作によるとするのである。その論拠として寛政期当時まで残っていた久保正元や蛭川親熙書の「下馬札」実例と、当時蛭川親賢らが作成していた「下馬札」との書法がまったくことなっていることをあげている。

以上、綱吉將軍期から正徳期にかけての動きを見た。ここでは、危機に陥った「曾我流」伝授の集団が、その地位の保持を主張するにあたり、寛政期以降次第に武家社会の意識の中で大きくシンボリックな位置を占めるに至ってきた「下馬札」に注目したのではないかという推論を提示しておきたい。<sup>3)</sup>

## 2.

享保期に偽作されたといわれる「扶桑見聞私記」という偽日記がある。これは鎌倉幕府の政所別当等を勤めた大江広元の日記に擬して作られたものであるが、犬追物の記事をはじめとして、近世の諸記録を頼朝の事跡に読み替えたものが多い。その中で、以下のような曾我氏と下馬札の関係についての記事がある。<sup>4)</sup>

卷十五 寿永二年三月

仰曾我祐信令書下馬札給、付下馬書様故實事、

三日、己辰、上巳ノ嘉儀トシテ、在鎌倉ノ大小名悉ク出仕、大門前如市、仍景時カ舎人ト常胤カ僕従ト欲及鬪諍、結城朝光行掛テ靜之、

七日、壬申、武衛、曾我太郎祐信ヲ召テ仰ニ云、出仕ノ大小名猥リニ馬上スルニヨリ、御所ノ門前混乱スル由也、所々ニ下馬札ヲ立テ可禁濫吹、并ニ鶴岳ニモ雪ノ下ノ辺ニ同ク下馬札ヲ可立、汝ハ祐職故實ノ者也、早く可相認ト云々、祐信畏リテ退出ス、

九日、甲戌、曾我祐信下馬札共ヲ書調ヘテ御所ニ持参ス、本ヨリ能書也、其ノ筆勢皆感之、仰ニ云、下馬ニハ書様ニ様々故實習ノ秘事アル由也、其ノ卒ヲ聞シト被仰、祐信カ云、下馬札ニハ故實多ク候、其大概ヲ可申上、師子カ云ク、馬ノ字下曲ル者ハ尾也、四点ヲ并テ足トス、凡五也ト云々、馬ノ字下ヲ一文字ニ作ル時ハ馬ニアシナシ、亦四点アレトモ連續テ書時ハ四足被搦テ馬不能行事、馬不行ハ騎テモ無詮故ニ下馬ス、下馬ヲ立ル事ハ、此札ヨリ前ヘハ馬ノ足ヲ繫タレハ不可行ト云心也、故ニ下馬ノ馬ノ字ハ、下ノ四点を切離サル様ニ書ヲ以習口傳ト仕ル、四点ヲ離シテ書時ハ馬蹄自在アル故ニ馬不止、馬止ラサレハ下馬スルニ不及也、次ニ猶深キ口傳アリ、馬ノ四点ハ連火也、新宅ニモ旧宅ニモ火難ヲ恐ル、然ルニ連火ハ禁忌也、故ニ馬字ヲ四点之内中ノ点ヨリ打初テ、前ニ一点シテ初ノ点ヘ戻シ、次ニ後ノ二点ヲ書候也、然ル時ハ北ト云字ノ草字トナル、北ハ陰ニテ水ヲ司ル、火難ヲ防クノ咒咀也、亦搦手ノ下馬ハ草文字ニモ書事候、是モ下連火ヲ一文字ニ引ハ禁忌也、一ハ陽ニテ火也、故ニ下ノ一文字ヲ三水ノ如クニウネリテ書ヲ以故實ト仕ル由ヲ申、則於御前令書テ有御覽、御前ニ伺候ノ面々、皆其ノ文字ヲ書写シテ

持参ス、(中略)武衛尤ノ由有御褒美、梶原源太景季ヲ奉行トシテ、中下馬口、福呂口、由井ノ濱橋米町口、材木座會沢口、井ニ鶴岳ノ宮前等ニ被為立之云々、

「曾我流」の「下馬札」書法伝授の起源が源頼朝に置かれている。曾我祐信は、曾我古祐が提出した寛永系図以来曾我氏の祖と位置付けされているが、『寛政重修諸家譜』の編者も疑問を呈しているように、「寛永系図」の記載と「寛政譜」の間では祐信以降の代々で矛盾がある。

この「扶桑見聞私記」の成立の経緯については諸説があるが、同時代に近い証言を並べると、大きくは以下の四つに分けられる。

a、伊勢貞丈甲説 水野監物(水野忠之或は同忠輝か)の家臣であった加藤仙安が浪人後、江戸の青山に住み、須磨不音と称して「大江広元日記」と題した偽書を作成して利益を得たが、毛利家からの抗議により「扶桑見聞私記」と題名を変えたとする説。伊勢貞丈の「扶桑見聞私記辨偽」(安永五年)・「源家八領鑑考附録」(安永十年)・「安斎隨筆」等に示された説である。さらに、「安斎隨筆」では、その後吉宗の命により成島道筑による本書の真偽究明があり、偽書であることが決定したとしている。同様の説は、山本北山の「孝経樓漫筆」・大田南畝の「一話一言」・木村兼葭堂の「兼葭堂雜録」・浅野蔭潭の「寒檠」等にも継承されている。なお、貞丈の「四季草」では初名を須磨不音、改名後加藤佛庵ともしている。

b、伊勢貞丈乙説 阿部豊後守(阿部正喬か)の家臣であった二階堂才兵衛が、浪人したのち須磨不音と称し、偽作を行ったとする説。貞丈の「安斎隨筆後集」に示されている。なお、関係者として才兵衛の弟には岡田将監家臣の衛守がいたとする。

c、楯取魚彦説 「又曰、阿部豊後守老中の時、毛利家へ廣元日記をかりてみるる、廣元日記は大部の書にあらず、近習に好事の士あり

て、窺かに抄書して他の書を収雑ぜ、扶桑見聞私記を作る、」(「喪志編」寛延二年)

d、速水房常説 「扶桑見聞私記卷十五 大江廣元家集也、右記者松平長門守殿有之、希抄出之由云々、于時享保癸丑年(十八年)小春下九日書之、本主望月照溪所持借用之、誠下馬札書法詳事也、可秘云々、」(「速水見聞私記」)

須磨不音についてaが水野監物家臣加藤仙安の浪人後としているのに対して、b・cは阿部豊後守家臣(二階堂才兵衛)に比定している。また、c・dはもと毛利家にあつたものから偽作されたことを示唆している。どれも数十年以降の伝聞が中心なため確証がないが、いずれにしても老中経験者を含む譜代大名の家臣あるいはその浪人となったものが、偽作に関わっていたことで共通している。その作成時期は、おそらく享保初年以前であり、dに見られるようにかなりの流布を見たものと思われる。吉宗はこの事態に対して道筑に偽書と鑑定させることで対応しているらしい。

この偽作者と、前説でみた「曾我流」による「二字札」書法伝授由緒主張者たちの接点について具体的なことは今のところ不明であるが、少なくとも在江戸の大名家臣等に、こうした「曾我流」と「下馬札」伝授を結びつける言説が、次第に広まりつつあつたであろうことは想像に難くない。

### 3.

以上のような享保期までの経緯を前提として前々章で確認した寛政期の蜷川一森間の主張のぶつかりあいが出てくる。近世前期における下馬札の実態については前章でのべたごとく不明確な点が多い。だが、明らかなのは、「曾我流」の「將軍家下馬」伝授由緒主張が始められたのは早くとも宝永期以降であり、その間、「扶桑見聞私記」に見られたよう

な変則的な主張とも交錯していたことである。仮に、尹祥が述べたような持明院—小笠原・曾我という下馬札書法伝授が存在していたとしても、問題は、伝授当時の当事者が思いもよらなかったような過大な意味付けがそれになされ、過剰な言説が広がっていった近世中後期以降の状況にある。下馬札がこのような意味付けをされた前提としては、江戸城大手門等に掲げられた下馬札の象徴性がやはり検討されなくてはならないと思われる。

最後に、それでは近世社会はこのような言説に対してどのような反応を示したのだろうか。多くは、ある程度疑いをいだきつつも積極的な反論を唱えるにはいたっていない。寛政から文政期にかけての成立と思われる「畝問池答」(大田南畝の発問に屋代弘賢が答える形式の随筆)では、下馬札の起源について次のようなやり取りがある。<sup>13)</sup>

問 下馬札はいつ比より始り候哉、南都のある寺の下馬札とて石に彫り候は、菅家の御筆など申傳候を見候事有之、大坂天王寺の下馬札も石にて、朝鮮人の筆と申候、又鎌倉之寺院の門に木戸のごときものあり、これは馬とどめといふものにや、

答 二字札のはじまりいまだ考ず、養老令に下馬の禮はみへたれど、札の沙汰はなし、曾我祐信が書きしといふ事、廣元日記やらにみへたるは信じがたきことながら、いかさま鎌倉將軍家の比にははやう有もやしけん、(以下略)

自己の由緒主張ということなどは全く無縁なことであるためか、その真偽にはまるで頓着していない。さらに推測すれば、寺院門前の下馬札のことだけであれば議論もできるが、ことが江戸城大手のシンボリックな場所のことにかかっており、かつ右筆等幕府内部の当職者たちの利害関係にかかわる主張、しかも「権現様以来」との但し書き付では気軽に論ずることも憚られたのかもしれない。

しかし、近世後期の国学者である小山田与清の「松屋筆記」中、天保期前後に書かれたと思われる部分にある「下馬下乗の榜」を論じた部分では、「扶桑見聞私記」・「速水見聞私記」・「牛馬問」を檜玉にあげて、「下馬札書法の故實」を「筆道家妄作の口傳」と決めつけている。<sup>14)</sup> 管見のかぎりでは、「下馬札」のとりわけ「曾我流」系統の由緒に対してここまで批判的なのはこれのみであるが、表面には出さないまでも、明らかに合理性と実証性を欠く主張に対しての懐疑的な認識は、近世後期にかなり一般化していたと思われる。「曾我流」諸派の苦心の末の「二字札」由緒とてもその例外ではなかったと思われる。すなわち、「二字札」伝授由緒の主張は、それを主張する集団の由緒に関わる特権への執着に支えられつつも、それをある程度見抜きながら、自身の利害との軽重計算によりそれを黙許する大多数の近世社会構成員の存在により、保たれていたといえる。<sup>15)</sup>

(註)

- (1) 『寛政重修諸家譜』巻第一千五百一。
- (2) 荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』(敵南堂書店、一九八〇) 第二部第二章。
- (3) 宝永六年三月刊の前田図南著「本朝字府秘伝抄」(東京大学総合図書館蔵)は「初心ノ門人ノ得ヤスキ為」に「下馬下乗ノ書法」の「正法」を示すとして、札の略図を掲げている。どの流派に拠ったとの言及はないが、時期的に、蛭川らの動きとの関係も考えられる。
- (4) 内閣文庫蔵『扶桑見聞略記』一七一—七。
- (5) 『寛永諸家系図伝』曾我の部、及び『寛政重修諸家譜』巻第五百三十八。
- (6) 須磨不音は「安達藤九郎盛長私記」の偽作者としても知られている。
- (7) 「源家八領鑑考附録」・「安斎隨筆」・「四季草」は、『群書備考』(国書刊行会、一九一六) 卷三中の引用による。「扶桑見聞私記辨偽」は東京

大学史料編纂所蔵本、「孝経樓漫筆」・「兼葭堂雜録」は『日本隨筆大成』(吉川弘文館)本、「一話一言」は『蜀山人全集』本、「寒齋」は『藝苑叢書』(風俗絵巻図画刊行会編、吉川弘文館、一九一八〜二五)本にそれぞれ拠った。

(8) 「安齋隨筆後集」の記述も『群書備考』卷三中の記述による。

(9) 「喪志編」は『百家隨筆』(国書刊行会、一九一七)第三本に拠った。

(10) 望月照溪について詳細はわからないが、国会図書館蔵一八九〇一八七、

「下馬形入」には「先生望月照溪口傳、花房要介諒之」とある。

(11) 内閣文庫蔵、二一一二八五。

(12) 前出「一話一言」。

(13) 「松屋筆記」七十九。

(14) 一方ではそうした「曾我流」に結びつけた伝授書の偽作も行われている。熊本大学付属図書館蔵永青文庫の「下馬札調傳授」(八一二一一・

二)や「下馬札調傳授巻口傳覽書」(八一二一一甲)では、細川家家臣の竹原勝左衛門が、曾我又左衛門入道簡齋祐正なる人物から慶長八年に口伝を受けたとの奥書きがある。入道簡齋祐正なる人物は曾我氏には存在せず、おそらくは細川藩内において幽齋のころ以来の故実の家としての由緒を主張する竹原氏の偽作と思われる。

### むすびにかえて

近世幕藩制社会は、それ以前よりも格段に文字社会化の深化した世界である。とりわけ武家社会内部では、中央の將軍から地方の大名陪臣にいたるまで、意志伝達の全国的拡大と画一化及びスピードアップが要請され、文書によるやりとりが、そうした状況における量・質ともに増大した意志伝達を保証するものとして立ち現れていた。上位者からの意志伝達及びそれに対する了解のやり取りは、直接の人と人の対面の場において保証される部分よりも、文字の媒介する場において保証される側面

の方がより強くなっていくのである。

文字のもつ性質として、その秘儀性と規約性の二側面からなることが指摘されている<sup>(1)</sup>。文字を利用できるのが特定の少数者に限られていると、その文字が多少呪術・宗教的な世界にかかわり、秘儀性を強く持つのに対して、法的とりきめや行政連絡等に用いられている場合は、文字にかかわる人間の範囲は広がり、また実用性を重視するために、より多くのものに対するより簡略な共通理解の前提、すなわち規約性が優先されるといわれている。そういう意味で、近世社会における文字社会化の深化は、秘儀性の側面に対して規約性の側面が飛躍的に増大する過程だといえる。

だが、文字社会が深化すればするほど、人と人のコミュニケーションの手段として決定的に文字に欠如している部分も際立ってくる。すなわち、直接対面のときには互いのしぐさや表情、声の調子、その他無限ともいえる要素から伝わるはずの、相互の感情、隠された本意、背景等が、単なる文字列のみからはあまり伝わってこないものである。少なくとも、その初発において秘儀性を有していた段階では、限られた文字使用集団の範囲内において、彼らのみには了解可能なことばづかい、文字列の配置の仕方、文字の濃淡、筆勢、使用する材料の質等の組み合わせが存在し、それによって文字列のみでは欠如しているものを補えたはずであるが、閉鎖的な範囲をこえてしまった集団では、それは困難であった。だが、一方では規約性の増大は、近世社会において進行しつつある現実であり、それを認めつつも、同時に身分制社会として、上下関係の明確化をめざすという意味でも、かつてのコミュニケーションにおける对人的要素の維持は必要であった。

かつて一度も会ったことがなく、生い立ちにも感受性にもあまり共通の基盤のない広い範囲の人間が、容易にこうした秘儀性そのものを共有

することは難しい。だが、その秘儀性的なものを規約化し、そのレベルでの疑似的な秘儀性を共有することは可能だったのでないか。そうした意味で、書札礼は、文字の持つ秘儀性を規約化によって疑似的に表現したものといえる。疑似的とはいえ、秘儀性を価値源泉としている以上、その初発においてはやはり、秘事口伝的な性格を払拭できなかった。周知のように中世以来いくつかの書札礼書が作成されるが、それにもかかわらずその流布は、口伝的なものとセットであった。

近世における書札礼の広がりとは、それまでとはふたつの意味において異なっていた。ひとつは全国的な統一基準の広がりであり、もうひとつは、量的な拡大である。前者は、とりわけ武家社会において、幕府を中心としたいわゆる「曾我流」を中心とする書札礼が、各大名家の家臣等にも広く流布してきたことに現れている。<sup>(2)</sup> 現実問題として、各大名家の家臣も、対幕府や対他大名との文書交換にあたっては、それをマスターしていることが必須条件となっていた。これは、一大名領内や隣接の地域との間に限定された戦国期の各大名家毎の書札礼とは、決定的な段階の違いを示していた。後者は、前者による条件にも助けられつつ、次第に秘事口伝が現実には成り立ち得なくなってきたことを示している。

「曾我流」の書札礼書として流布した多くの写本が、「聊以他見有間敷者也」等の但書を有しつつも、結局は「連々御懇望」により、次から次に広がっていることは、その間の実態を物語っている。<sup>(4)</sup> 果ては、伝授者不明のものが刊本となるに至る。<sup>(5)</sup>

以上のような経緯の中で成立した近世幕府書札礼としての「曾我流」は、したがって、書札礼というものが本来的に持つ疑似的秘儀性の側面と、その表裏の関係にありかつ近世の社会条件の中ではことさら重要性の増した規約性の側面の両側面を有していた。秘儀性は、叙上の機能と同時にそれを中心となって担う集団の特権性を保障する。だが、「曾我

流」を担う集団がその規約化を進めれば進めるほど、それは広範な担い手の中に広がっていき、疑似的秘儀性の独占というかたちでの特権は、かれらのもとから去っていく。さらに、綱吉期の全国高札に見られるように、民衆を取り込んだかたちでの、高次の段階の文字社会への規約化がはかられるときは、秘儀性重視の故に、彼らは、ほとんどその動きに対応できないことが露呈されるのである。寛文期の久保正永の「当用書札法式」の作成をピークとして「曾我流」による近世書札礼の規約化は完成する。だが、その後、綱吉政権期より以降「曾我流」自体の存在理由を崩していくような条件が続出してきたといえる。それに対して、「曾我流」を担った集団がとるべき道は二つ考えられた。ひとつは、さらなる社会の変化に即応した書札礼の規約化への道であった。だが、近世初期に彼らが前代から受け継ぎ得たほどの秘儀性が、全般的に規約化の進んだ近世文字社会の中にもあらたに発生していたかどうかはなほ疑問である。したがって、その規約化の作業があらたなかれらの特権の源泉となりうる可能性は少なかった。かれらが実際にとったのは次の道であった。すなわち、伝統的な意味での文字の持つ秘儀性の再強調とそれによる集団の特権維持主張への傾斜である。それこそが、「二字札」書法伝授の由緒主張に他ならなかった。

以上、「下馬札」書法伝授という限定したテーマにそって、江戸幕府書札礼の性格を段階づけた。結論としては、近世前期と中後期では、「曾我流」を中心とした範囲では、その書札礼の意味に大きな変化があり、前者における実用性の追求いわば規約化の進行と、後者における由緒の強調いわば秘儀性への後退が確認された。前者の段階における規約化完成までの実態分析、及び後者の段階において、「曾我流」の集団とは別に、新たな規約化を担った主体の発見と分析は、今後の課題である。

(註)

- (1) 川田順造『無文字社会の歴史』(岩波書店『同時代ライブラリー』一六、一九九〇)一九「文字と社会」参照。
- (2) 現存する「書札袖珍寶」・「当用書札法式」等の諸写本の奥付識語参照。
- (3) 豊後大友氏の例として「當家書札認様目錄上」(東大史料編纂所蔵)、安房里見氏の例として「里見家永正元亀中書札留拔書」(前同)などがある。
- (4) 前掲「書札袖珍寶」・「当用書札法式」等参照。
- (5) 寛文六年刊、碧雲道人桐子編、汗牛堂校梓「簡札集」(東京大学総合図書館G二七―五―一三)は、「書札袖珍寶」に酷似した奥付を持つが、固有名詞の部分をふさいである。

(付記) 本稿は、平成二年～三年度科学研究費補助金による共同研究「近世幕府文書の古文書学的研究」(研究代表加藤秀幸)の研究成果の一部である。